

前橋市告示第176号

一般廃棄物処理実施計画（平成30年前橋市告示第253号）の一部を次のように改正し、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号）第2条の規定により次のように告示します。

平成31年3月26日

前橋市長 山本 龍

し尿・汚泥処理計画6の脱水汚泥の区域外処分を次のように改め、平成31年1月21日から適用する。

【し尿・汚泥処理計画】

6 脱水汚泥の区域外処分

し尿・浄化槽汚泥処理施設等から発生する脱水汚泥については、(株)エコ計画の寄居エコスペース及び嵐山エコスペースに搬入する。

排出事業者	前橋市	前橋市
種類	脱水汚泥	脱水汚泥
排出量	1,000 t/年	400 t/年
収集運搬業者	(株)エコ計画	(株)エコ計画
処分の場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250-1他3筆	埼玉県比企郡嵐山町花見台12
処分業者	(株)エコ計画	(株)エコ計画
処理方法	肥料化	肥料化
処理期間	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

排出事業者	前橋市
種類	汚泥
排出量	58 t/年
収集運搬業者	(株)エコ計画
処分の場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 262
処分業者	(株)エコ計画
処理方法	焼却
処理期間	平成31年1月21日から 平成31年3月31日まで

